

別表（第4条関係）

	補助対象者	補助事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額	申請期限
1	<p>市内事業者であって、補助事業の実施後に次に掲げる事項を全て実施すること。</p> <p>(1) 小樽ジョブナビへ企業情報を掲載</p> <p>(2) 親子企業見学会への協力</p> <p>(3) 地域企業魅力発信支援事業への協力</p>	<p>工場見学を実施するために行う施設の整備及び工場見学に必要な備品の購入</p>	<p>・見学者の通路確保及び安全対策のための施設（見学者用通路、防護柵、手すり、作業場と通路の境界線、スロープその他市長が必要と認めたもの）の新設、改修又は改装に要する工事費用</p> <p>・見学者用の安全装備（ヘルメット等）並びに説明用の備品及び消耗品（案内用拡声器、トランシーバー等）の購入費用</p>	<p>補助率： 補助対象経費の2分の1以内の額 (1,000円未満切捨て)</p> <p>補助限度額： 500,000円</p> <p>※ 補助対象経費が200,000円未満の場合は対象外とする</p>	<p>令和8年12月28日(月)まで</p> <p>※ 補助事業の着手前</p>
2	<p>市内事業者であって、補助事業の実施後に次に掲げる事項を全て実施すること。</p> <p>(1) 小樽ジョブナビへ企業情報を掲載</p> <p>(2) 地域企業魅力発信支援事業への協力</p>	<p>企業認知度向上を目的とした企業PR動画の制作</p>	<p>・企業PR動画の制作費用であって、実績報告時に小樽ジョブナビへの掲載を含めた使用実績が報告できるもの</p>		
補助の対象外となる経費					
<p>(1) 見積りに要する費用</p> <p>(2) 消費税及び地方消費税</p> <p>(3) 設備の購入に係る保証料</p> <p>(4) 補助対象設備の導入に伴い、自ら行う据付け運搬や自社製品又は自社が販売している設備を自ら購入する費用</p> <p>(5) 親会社、子会社及びグループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員等又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に要する経費</p> <p>(6) 汎用性の高い電子機器等（タブレット、PC等）</p>					